様式第八（第六十条関係）

許　 　可

破砕業　　　　　　申請書

許可の更新

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  ※許可番号 |  |
|  ※許可年月日 |  |

 　　 　　　　　年　　月　　日

 福井市長　あて

 （郵便番号）

 住　　所

 氏　　名

 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

 電話番号

 使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  事業の範囲 |  |
|  事業所の名称及び所在地 |
|  |  名　称 |  |
|  所在地 |  （郵便番号） 　　電話番号 |
|  事業の用に供する施設の概要 |  |
|  当該施設について廃棄物処理 施設の設置の許可を受けてい る場合には、その許可の年月 日及び許可番号 |  　　　　　年　　月　　日　　第　　　　　　　号 |
|  他に解体業又は破砕業の許可 （他の都道府県のものを含む 。）を有している場合にあっ ては、その許可番号（申請中 の場合にあっては、申請年月 日） |  　都道府県・市名 |  許可番号（申請中の場合に あっては、申請年月日） |
|  |  |
|  他に廃棄物処理法に基づく産 業廃棄物処理業の許可（他の 都道府県のものを含む。）を 有している場合にあっては、 その許可番号（申請中の場合 にあっては、申請年月日） |  　都道府県・市名 |  許可番号（申請中の場合に あっては、申請年月日） |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  破砕業を行おうとする事業所 以外の場所で解体自動車又は 自動車破砕残さの積替え又は 保管を行う場合には、当該場 所の所在地、面積及び保管量 の上限 |  |  |
|  |  |  |
|  役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す るものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  |  （ふりがな） 氏　　　名 |  役職名 |  住　　　　所 |
|  |  |  |
|  令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること｡) |
|  |  （ふりがな） 氏　　　名 |  役職名 |  住　　　　所 |
|  |  |  |
|  法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記 入すること。） |
|  |  （ふりがな） 氏　　　名 |  住　　　　所 |
|  |  |

|  |
| --- |
|  法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理 人が法人である場合に記入すること。） |
|  |  名　称 |  |
|  （ふりがな） 代表者 の氏名 |  |
|  住　所 |  （郵便番号） 　　　　　　　　　電話番号 |
|  法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法 定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  |  （ふりがな） 氏　　　名 |  役職名 |  住　　　　所 |
|  |  |  |
|  発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５ 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資 をしている者があるときに記入すること。） |
|  |  （ふりがな） 氏名又は名称 |  住　　　　所 |  保有する株式の数 又は出資の金額 |
|  |  |  |
|  標準作業書の記載事項 |
|  |  解体自動車の保管の方法 |  |
|  解体自動車の破砕前処理を 行う場合にあっては、解体 自動車の破砕前処理の方法 |  |
|  解体自動車の破砕を行う場 合にあっては、解体自動車 の破砕の方法 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する 場合に限る。） |  |
|  解体自動車の破砕を行う場 合にあっては、自動車破砕 残さの保管の方法 |  |
|  解体自動車の運搬の方法 |  |
|  解体自動車の破砕を行う場 合にあっては、自動車破砕 残さの運搬の方法 |  |
|  破砕業の用に供する施設の 保守点検の方法 |  |
|  火災予防上の措置 |  |
|  △手数料欄 |

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。

 ２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

　　　３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設につ　　　　いて廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び　　　　許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

 　　４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかに　　　　する図面等を添付することでも可能とする。

 　　５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各　　　　欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、　　　　この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

　　　６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添　　　　付することでも可能とする。

 　　７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。